



きよさと KIYOSATO

清里地区の人口と世帯

男	1747人	(+6)
女	1836人	(±0)
人口	3583人	(+6)
世帯	1543世帯	(+7)

〈令和6年8月末日現在()は前月比〉

編集・発行 前橋市清里公民館 〒370-3573 前橋市青梨子町 339 番地1 事務室：TEL027-251-9005
FAX027-255-0341 eメール：d410220@city.maebashi.gunma.jp 市立図書館清里分館：TEL027-253-4588



催物模擬店

清里地区文化祭は、日頃の学習活動や文化活動、伝統芸能の継承活動等の成果を発表する祭典です。作品展示や舞台の発表にふれ、地域のみなさんとの交流を楽しみませんか。

舞台発表では、世界的なハーモニカ奏者である蜂巣崇彦さんや、ぎみュージッククラブ、はぎ和俊さんのコンサート、各グループ等の多彩な発表が会場を盛り上げます。

作品展示では、公民館各種学習グループや地域の皆様の力のこもった作品の他、夏休み教室で作成した書道作品も展示されます。

催物部門では、各団体による各種模擬店が予定されています。皆様お誘いあわせのうえ



清里地区文化祭

テーマ「みんなの心がふれあう文化の清里」

10月25日(土)開催

開会式 10:00から



なお、開催内容の詳細は全戸配布の文化祭チラシをご覧ください。

■ 来場ください。
■ 開催日時 10月25日(土)
■ 午前10時～午後4時
■ 場所 清里公民館



舞台発表



作品展示

11月30日(日)「みんなが元気になる映画会(第2回)」を開催

誰もが自分らしく生きることを考える映画会を開催します。8月に開催しましたが、多くの好評をいただいたことを受け、第2回を開催します。費用は無料です。

日時=11月30日(日) 午後1時30分から午後4時ころまで (会場 午後1時)

会場=K'BI Xまえばし福祉会館(前橋市総合福祉会館) 2階多目的ホール

映画=サンセット・サンライズ

主演 菅田将暉

対象=①市内在住、在勤、在学の方

②8月23日の映画会に申し込んでいない人(同伴者含む)

※8月23日の映画会に申し込んだ人はお申込みできません。

定員=100名(抽選) ※抽選結果は11月11日までに申込メールアドレス宛に通知

申込=10月31日(金)までに二次元コードから

URL <https://logoform.jp/f/ABbQB>

〇問い合わせ 共生社会推進課

TEL 898-6517

※映画ポスター画像や、映画紹介用コピー、イントロストーリーが必要な方は、映像会社から提供された画像及び文章をお送りしますので、チャットにてご連絡ください。(担当 瀬間)



- 学び合い・人権・地域ふれあい活動事業
保健推進員と一緒に「楽しく・リズム体操」
- 実施日時 11月12日(水) 午前10時～11時30分
- 対象者 前橋市内在住、在勤の方
小さいお子さんと一緒に参加もOK。
だっこやおんぶして参加もOK。
- 会場 清里公民館 ホール
- 参加費 無料
- 講師 小嶋 直美先生
- その他 水分補給のための飲み物、タオル運動できる恰好でご参加ください。
- 申込方法 清里公民館に置いてある申込書に、必要事項(名前・住所・電話番号)を記入し、窓口持参。公民館事務室ホストに投函、またはFAXその他、電話でも受付します。申込書の入手が困難な場合は、講座名及び必要事項を記入し、前期いずれかの方法で申し込みをしてください。
- ※ 地区内の「いきいきサロン」でも採用され、楽しく運動しています。

♪ 清里公民館自主学习グループ紹介

清里宝友会 会員募集中

七宝焼を作っている会です。世界に一つだけの宝物。アクセサリーや額を作ってみませんか。造形創作室でやっているのを見学大歓迎です。気軽に立ち寄ってください。

- 代表者 松嶋 清美
- 活動日 毎週木曜
- 活動時間 午前9時30分～12時
- 会費 月 500円
- 講師 馬場 陽子



今月の納税のお知らせ

市県民税・森林環境税(普通徴収分) 3期
国民健康保険税(普通徴収分) 4期
10月31日(金)まで

きよさと子育てサロンのお知らせ

開催日:10月8日(水)・22日(水)
時間:午前10時～11時30分
場所:清里公民館 和室
対象:就園前の乳幼児とその保護者
参加費:無料(予約は要りません)

内容:自由遊び
※お孫さんとの参加も歓迎します。
※施設内のおもちゃを使用できます。
※水分補給のため飲物は持参してください。





子育て写真コンテストに応募された素晴らしい写真を展示中



子育て写真コンテスト作品
ご覧いただけます
清里公民館で清里地区子ども育成会連絡協議会主催の写真コンテストの作品を展示しています。どの写真も大切な夏休みの思い出、ふるさと清里への愛着を感じられ、温かい気持ちになれる素晴らしい作品です。ぜひご覧ください。

【令和7年前橋シェイクアウト】



地震に備えた防災訓練「令和7年前橋シェイクアウト」を開催します。

(画像提供 効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議)

- ・実施日時 11月5日(水) 午前10時～(約2分間)
 - ・訓練合図 防災ラジオ、防災行政無線、まえばしCITYエフエム(84.5MHz)から訓練用の緊急地震速報音声を送信
 - ・訓練内容 「①姿勢を低くし、②頭を守り、③動かない」の3つの安全確保行動をとる訓練
- 問い合わせ＝防災危機管理課 Tel.027-898-5935



図書室だより

新着図書案内

一般書

桜のかき揚げ(食堂のおばちゃん 18)
赤ずきん、イソップ童話で死体と出会う。
踊りつかれて
#東京アパート
龍と謙信
世界が問いてある時答えるのは私だけ
クレラップ社員だから知っているほんとおいしいレンジごはん

山口 恵以子
青柳 碧人
塩田 武士
吉田 篤弘
武川 佑
谷川 俊太郎

エコハウスのウソ 2030

強盗から詐欺までシニアのための防犯対策読本
マンガでわかる! 税金のすべて '25-'26年版

クレハ
前 真之
松丸 俊彦/監修
内山 晃/監修

児童書・絵本

AIロボット世界のサバイバル2
ゆるゆる妖怪図鑑
99%が運!? 絶滅しなかった生きもののヒミツ
はたらく人体フレンズ! 2
キャベたまたんていかいとうセロリのちょうせんじょう
うつし屋と大小屋(十年屋と魔法街の住人たち 6)
おんぶにだっこどっちな?
ひげとうもろこしくんはおじさんじゃない
100ぴきかぞくのいちにち
せんめんじょできっちゃん

ゴムドリ∞.
かげ
今泉 忠明/監修
ソメクガフィン
三田村 信行
廣嶋 玲子
山口 てつじ
めんたまんた
古沢 たつお
ウチダ ゴウ

▽休館日

【10月】2(木)・5(日)・16(木)・23(木)・25(土)

【臨時休館日】10/5(日): 清里地区体育祭のため
10/25(土): 清里地区文化祭のため

【振替開館日】10/9(木)、10/30(木)
※開館時間は午後5時までです

【11月】6(木)・13(木)・20(木)・27(木)

▽開館時間

平日: 10:00~18:00 土・日・祝: 10:00~17:00

市立図書館清里分館 Tel.253-4588

清里地区市民体育祭



10月5日(日)開催!

10月5日(日)午前9時から清里地区市民体育祭(清里地区市民体育祭実施委員会・前橋市・前橋市教育委員会・前橋市スポーツ協会主催)が清里小学校校庭を会場に盛大に開催されます。町別対抗の棒取り、玉入れ、グラウンドゴルフ競技、年齢別リレー、百足競争、綱引きなど熱き戦いが繰り広げられます。

また、清里小学校児童によるマーチングドリルや清里保育所園児のおゆうぎ、子ども八木節、どなたでも参加できるフォークダンスやだんべえ踊りがありますので、ぜひ皆様のご参加と応援をお待ちしております。

当日は、たいへん混雑が予想されます。できるだけ徒歩または自転車にてお越しくださいますようお願いいたします。

駐車場をご利用の方は、清里公民館、JA西部営農センター、きよさと児童クラブ、菜の花、清里保育所の駐車場をご利用ください。(駐車場内においても駐車禁止を明示してある場所へは駐車しないようご協力をお願いします。)

※プログラム等の詳細については9月1日配布のチラシをご覧ください。



人権 について考える

私たちは、「人権」とは、「全ての人が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、ちがいを認め合う心によって守られるものだと考えています。

また、こどもたちに対しては、自分自身を含む一人一人に、幸せに生きていくための大切な権利があることを伝えていきます。

【外国人】

我が国に在留する外国人は、令和5年末現在で約341万人であり、過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

法務省の人権擁護機関では、多くの言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」、
「外国語インターネット人権相談受付窓口」及び「外国人のための人権相談所」を設置して人権相談に応じるほか、外国人に対する偏見や差別的解消を目指す、外国人に対する活動や調査救済活動に取り組んでいます。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に集めたことから、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されましたが、ヘイトスピーチは今もなお解消されていません。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねず、許されるものではありません。なお、同法が審議された国会の附帯決議のとおりに、「本邦外出身者」に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動は決してあってはならないものです。

(法務省人権擁護冊子『人権の擁護』から抜粋)

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken25.html>